



### 小学6年生まで医療費が無料になります

少子化対策の一環として、子育て支援の充実を図るため、乳幼児医療費助成制度の対象年齢が、小学6年生まで拡充され※、今年7月診療分から適用となります（所得制限はありません）。※従来は小学校入学前まで。

助成を受けるには認定申請書の提出が必要です。認定申請書は小学校を通じ、対象児童に配布していますので、お早めに提出をお願いします。なお、就学前の乳幼児をもつ保護者の方は、提出の必要はありません。

**対象** 市内に住所を有する小学生の保護者  
**申請に必要なもの** ①配布した認定申請書  
②お子さんの健康保険証（コピー可）

#### 問い合わせ・申請先

市民保険課保険班 ☎53-3115  
香北支所 ☎59-2313  
物部支所 ☎58-3111



### 南海地震に備えよう！ 家具転倒予防金具取り付け



家具の転倒予防金具等の取り付け事業を実施します。

**対象世帯** ①満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯  
②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯  
③要支援、要介護認定を受けた者が属する世帯  
④母子世帯

**募集戸数** 10戸  
**費用** 取り付け作業（1世帯5台まで）の費用は市が負担し、転倒予防金具等は個人負担になります。

### 木造住宅耐震診断・改修補助募集！

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅※を対象に、耐震診断・改修設計費補助・改修費補助の募集を行います。  
※在来工法（軸組構法及び伝統構法）、枠組み壁工法の一戸建て、長屋および共同住宅で併用住宅を含み、持ち家、貸家を問わない。ただし、販売を目的とするものは除く

◆耐震診断  
**申請者** 対象住宅の所有者  
**診断費用** 3,000円（1棟につき）  
**募集棟数** 40棟

◆改修設計費補助  
**補助金額** 最高20万円まで  
**募集棟数** 9棟

申込期限は、いずれも平成23年12月22日（木）

◆改修費補助  
**補助金額** 最高60万円まで  
※工事費が60万円未満の場合は全額補助  
**募集棟数** 9棟

【問い合わせ・申込先】  
まちづくり推進課  
防災対策推進班  
☎53-1061

### ひとり親家庭医療費助成制度

18歳までのお子さんがいるひとり親家庭や、ご両親のいないお子さんとその養育者の医療費のうち、保険診療分の一部負担金を申請のあった月の翌月から助成します。

**【対象】** 所得税が課税されていない世帯で、申請のあった翌月からの助成となります。

**【申請方法】** 次のものを持参し、窓口で申請してください。

①保険証（お子さんの名前が入ったもの）※カードの場合はお子さんの分と被保険者の分  
②認印  
③所得証明（住民票が平成23年1月1日現在香美市にない場合）

※ひとり親家庭医療の受給者資格は毎年6月末で更新されます。

現在受給中の方で、資格更新される方は6月中旬に①②③を持参し、更新の手続きを行ってください。

**【問い合わせ・申請先】**  
市民保険課保険班  
☎53・3115  
香北支所☎59・2313  
物部支所☎58・3111

### 補助・助成金

#### 空き店舗などを活用した開業等を支援します

香美市商工会では、空き店舗等を活用して開業等を行う事業者を支援します。

**【対象者】** 市内で、空き店舗等を活用し、新たに事業を行う方。その他要件がありますので、詳しくは香美市商工会

☎53・4111

市商工会ホームページの募集要項でご確認ください。

**【支援内容】** 店舗等の内装経費、什器備品の購入費用、店舗等の家賃の2分の1以内（最大50万円以内）、予算の範囲内において審査会の審査を経て助成の可否を決定します。

**【締切】** 平成23年7月末  
**【問い合わせ・申請先】**  
香美市商工会  
☎53・4111

### 後期高齢者医療

平成23年度後期高齢者健診

次の方は、後期高齢者の健康診査を受診できます。  
ご希望の方はお電話でお申し込みください。

**【対象】** 後期高齢者医療保険証をお持ちの方で、生活習慣病治療のお薬を飲んでいない方。

※後期高齢者の健康診査は、生活習慣病（高血圧症・糖尿病・コレステロールが高いなどの脂質異常症・血管疾患・心疾患）を早期発見するためのものです。そのため、生活習慣病で服薬中の方は、病院で同じ検査を受けていますので健診の対象外となります。

**【問い合わせ・申込先】**  
市民保険課保険班  
☎53・3115

### 福祉

#### 多子世帯の保育料が軽減されます

香美市多子世帯保育料軽減事業

香美市では、多子世帯の子育ての経済的負担を軽減することを目的に、保育園や幼稚園、届出認可外施設へ通園する児童の保護者に

#### 障害者福祉医療費助成制度のご案内

この制度は、重度心身障害児（者）の保健の充実と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

**【対象者】**

- 重度心身障害児（者）
- 身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方
- 療育手帳のA1またはA2をお持ちの方

●18歳未満の児童で、身体障害者手帳の3級または4級を持ち、療育手帳のB1をお持ちの方

●所得制限等

- 65歳未満の方または65歳以上で、平成15年9月30日以前に障害者となった方は所得制限はありません。
- 65歳以上で、平成15年10月1日以降、新たに障害者となった方は、住民税非課税世帯の方のみが対象となります。

**【申請方法】**  
次のものを持参し、窓口で申請してください。

①身体障害者手帳または療育手帳  
②健康保険証  
③認印

※現在1年ごとに更新の対象の方は、6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望の方は、所得判定による資格の更新を行いますので、6月中旬に①②③を持参し、更新の手続きを行ってください。

**【問い合わせ・申請先】**  
市民保険課保険班  
☎53・3115  
香北支所☎59・2311  
物部支所☎58・3111

### 6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員をご存知ですか？6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。当日は、全国一斉特設人権相談所を開設します。時間・場所およびその他の特設相談日は、市民カレンダーをご覧ください。

人権擁護委員は、人権に関する啓発活動や、地域の皆さんからの人権相談を受けるなどの活動を行っています。



人権イメージキャラクター KEN あゆみちゃん



人権イメージキャラクター KEN まもる君

人権に関する相談は、法務局または人権擁護委員まで。無料・秘密厳守で相談に応じます。

#### 四国一斉12時間電話相談

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、12時間電話相談を実施します。

**【期間】** 6月1日（水）9時～21時  
**【相談先】** ☎0120-459-737（しこくなやみなし）  
**【取扱内容】**  
差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等、家庭および近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談。  
※相談無料、秘密は厳守します。

#### 香美市の人権擁護委員

- ◆土佐山田町担当  
井上 俊一・高橋 梅尾  
福島 勇二・前田 隆明  
村田 珠美
- ◆香北町担当  
小野川 忠純・上村 善和
- ◆物部町担当  
岩越 美代・爲近 初男

**【問い合わせ先】**  
高知地方法務局香美支局  
☎52-3049